

2022年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・オー・データ機器  
代表者名 代表取締役社長 濱田 尚則  
(東証スタンダード市場・コード6916)  
問合せ先 社長室 室長 真田 秀樹  
(TEL 076-260-3377)

## 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年4月18日付けプレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(2022年4月20日付で公表しました「(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について」による変更を含み、以下「2022年4月18日付けプレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2022年6月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年6月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

## 記

## I. 本臨時株主総会について

## 1. 第1号議案(株式併合の件)

2022年4月18日付けプレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

## ① 併合する株式の種類

普通株式

## ② 併合比率

当社株式について2,000,000株を1株に併合いたします。

## ③ 減少する発行済株式総数

12,960,517株

(注)当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、自己株式1,878,826株(2022年3月31日現在、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提

としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

12,960,523 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2022 年 2 月 10 日に提出した第 47 期第 2 四半期報告書に記載された 2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (14,839,349 株) から、当社が 2022 年 6 月 17 日付で消却を行う予定の自己株式の数 (1,878,826 株) を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2022 年 4 月 18 日開催の取締役会において決議しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社 AHC (公開買付者) 及び I-O DATA 財団以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び I-O DATA 財団のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2022 年 6 月 16 日をもって上場廃止となる予定であり、市場株価のない株式となることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 1,300 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第 2 号議案 (定款一部変更の件)

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 24 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 6 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条 (単元株式数)、第 9 条 (単元未満株式についての権利) 及び

第 11 条（単元未満株式の買増し）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2022 年 4 月 18 日付けプレスリリースをご参照ください。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2022 年 6 月 20 日に効力が発生する予定です。

## II. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2022 年 5 月 30 日（月）
② 整理銘柄指定日	2022 年 5 月 30 日（月）
③ 当社株式の最終売買日	2022 年 6 月 15 日（水）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022 年 6 月 16 日（木）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2022 年 6 月 20 日（月）（予定）

以 上